

## 大阪市条例第43号

### 大阪市拉致問題啓発推進条例

北朝鮮当局による日本人の拉致は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるとともに、基本的人権を著しく侵害する行為である。拉致被害者及びその家族の高齢化が進み、一刻の猶予も許されない中、拉致問題を決して風化させることなく、その解決を願う国民世論を高めていかなければならない。大阪市は、これまでも国、大阪府その他関係機関と連携し、様々な機会を通じて拉致問題に関する啓発に取り組んできた。ここに大阪市は、市民一人ひとりが拉致問題を自らに関わる人権問題として理解し、その早期解決を願う気運を醸成していくため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題（以下「拉致問題」という。）について、本市の責務を明らかにするとともに、啓発その他の施策の基本となる事項を定め、市民の関心と理解を深め、その解決に向けた気運を醸成し、もって拉致問題の早期解決に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 本市による拉致問題に関する取組は、問題を決して風化させず、拉致が二度と繰り返されてはならないとの認識の下、市民、とりわけ将来を担う若い世代に拉致問題の事実とその重大性を伝え、解決への思いを次世代へとつないでいくことを基本として行わなければならない。

#### (本市の責務)

第3条 本市は、基本理念にのっとり、拉致問題への市民の関心と理解を深め、その解決に向けた気運を醸成するため必要な施策を継続的に実施するものとする。また、国、大阪府その他の地方公共団体及び関係団体との連携に努めるものとする。

#### (啓発活動)

第4条 本市は、拉致問題に関する講演会、上映会、パネル展示、広報媒体を活用した情報発信、早期解決を願う意思を表す取組その他必要な啓発活動を積極的に推進するものとする。

#### (北朝鮮人権侵害問題啓発週間)

第5条 本市は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年法律第96号）第4条に定める北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、その趣旨にふさわしい事業を重点的に実施するものとする。

(教育現場における取組の推進)

第6条 本市は、学校の授業その他の教育活動を通じ、児童及び生徒が拉致問題について正しく理解できる取組を推進するものとし、教材の活用、教職員への情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(職員の理解の増進)

第7条 市長は、本市職員が拉致問題について理解を深めることができるよう、研修、情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 本市は、この条例に基づく施策を継続的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(取組状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、拉致問題の啓発の推進に関し講じた取組の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和8年9月15日揭示済)